

## 判定料金

## 1. 判定料金

(1) 財団が実施する省エネ適合性判定業務に係る料金は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等1件につき、次の(a)、(b)及び(c)に掲げる用途（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途で、計算に用いた用途をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額とする。ただし、計算対象設備を有しない建築物の場合は、55,000円/件とする。なお、判定料金には消費税を含むものとする。

(a) ホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途

単位（円）/件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×227,700	415,800	N×253,000	462,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×267,300	475,200	N×297,000	528,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×316,800	544,500	N×352,000	605,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×376,200	643,500	N×418,000	715,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×455,400	762,300	N×506,000	847,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×594,000	1,039,500	N×660,000	1,155,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×762,300	1,485,000	N×847,000	1,650,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×950,400	1,980,000	N×1,056,000	2,200,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×1,237,500	2,673,000	N×1,375,000	2,970,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×1,485,000	3,267,000	N×1,650,000	3,630,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	N×1,683,000	3,762,000	N×1,870,000	4,180,000

N：適用したモデル建物の数に応じ次の表に定める数値を乗ずる。以下(b)、(2)において同じ。

モデル建物の数	1	2*	3*	4以上*
N	1.0	1.3	1.4	1.5

\* 工場モデルを除く。

(b) 事務所等、百貨店等、学校等、飲食店等及びこれらを含む複合用途（(a)に掲げる用途を除く。）

単位（円）/件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×168,300	306,900	N×187,000	341,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×198,000	346,500	N×220,000	385,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×217,800	376,200	N×242,000	418,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×277,200	435,600	N×308,000	484,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×346,500	524,700	N×385,000	583,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×455,400	712,800	N×506,000	792,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×574,200	1,009,800	N×638,000	1,122,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×722,700	1,336,500	N×803,000	1,485,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×891,000	1,782,000	N×990,000	1,980,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	N×1,039,500	2,277,000	N×1,155,000	2,530,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	N×1,188,000	2,772,000	N×1,320,000	3,080,000

(c)工場等これらを含む複合用途（(a)又は(b)に掲げる用途を除く。）

単位（円）／件

対象床面積の合計	当財団の建築確認と併せて行う場合		省エネ適合性判定のみを行う場合	
	モデル建物法	標準入力法等	モデル建物法	標準入力法等
1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	128,700	227,700	143,000	253,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	148,500	277,200	165,000	308,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	178,200	316,800	198,000	352,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	207,900	376,200	231,000	418,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	267,300	435,600	297,000	484,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	346,500	594,000	385,000	660,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	445,500	851,400	495,000	946,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	554,400	1,138,500	616,000	1,265,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	693,000	1,584,000	770,000	1,760,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	821,700	1,980,000	913,000	2,200,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	940,500	2,673,000	1,045,000	2,970,000

(2) 既に財団から適合判定通知書が交付された計画について、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする場合（軽微変更該当証明書の交付を求めようとする場合を含む。以下同じ。）に係る判定料金は、(1)に規定する額の70%の額とする。ただし、次の(a)、(b)又は(c)に該当する場合に係る判定料金は(1)に規定する額とする。

(a) 直前の適合判定通知書を財団以外の者が交付した建築物

(b) 計算方法が変更（モデル建物法 ⇄ 標準入力法等）された建築物

(c) (1)のただし書きが適用された建築物について、その後、計算対象設備が追加された場合

また、施工中の建築物に増床をする変更の場合で、当該増床をする部分のみの変更に係る判定料金は、当該増床をする部分の対象床面積の合計により(1)に規定する額とする。

## 2. その他

(1) 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、非住宅部分により料金を算定する。

また、住宅部分の面積が300 m<sup>2</sup>以上の場合は、所管行政庁への図書送付等の事務手数料として、料金に11,000円／件を加算する。

(2) 増築又は改築の場合であって、既存部分又は既存部分の一部のエネルギー消費性能を計算により求める場合は、当該部分を含めて料金を算定する。

(3) 省令第1条第1項第1号及び第10条第1号に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を利用した計算方法を用いる場合、別途見積とする。

(参考) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イの用途

(a)	ホテル等	ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	病院等	病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	集会所等	図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場 又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギー使用の状況に関してこれらに類するもの
(b)	事務所等	事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	百貨店等	百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	学校等	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他 エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
	飲食店等	飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
(c)	工場等	工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状 況に関してこれらに類するもの



一般財団法人**日本建築センター**  
The Building Center of Japan

本部（省エネ審査課）TEL 03-5283-0480

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所

TEL 06-6264-7731

✉ bcjos@bcj.or.jp